

移動図書館の増便と予約受け取りサービス開始

問大田原図書館
TEL 0287-23-4560

大田原市立図書館では、図書館のサービスを市内の広い範囲にお届けするために、移動図書館サービスを実施しています。11月4日(水)から、予約した本を移動図書館で受け取るサービスを開始します。

また、11月5日(木)以降、2つの運行コースを追加します。さらに便利になった移動図書館をぜひ、ご利用ください。

※詳細は、大田原市立図書館HPをご覧ください。



既運行ルート(一部変更があります。)

第1・第3(水)	第2・第4(水)
10:00～11:00(60分間) 道の駅 那須与一の郷(那須与一伝承館)	10:00～10:50(50分間) 黒羽・川西地区公民館(市役所黒羽庁舎)
13:20～14:10(50分間) 須賀川小学校	13:00～13:50(50分間) 佐良土多目的交流センター
14:50～15:40(50分間) 両郷地区公民館	14:20～15:10(50分間) 佐久山地区公民館

新たに運行を開始するルート

第1・第3(木)	第2・第4(木)
10:10～11:00(50分間) 野崎地区公民館	10:00～10:50(50分間) 親園地区公民館
13:30～14:20(50分間) 大田原東地区公民館	13:00～13:50(50分間) hikari no café 蜂巢小珈琲店
14:50～15:40(50分間) 金田北地区公民館	14:30～15:20(50分間) 大田原西地区公民館

クリスマスマルシェ開催

問農政課 本4階
TEL 0287-23-8292

市内の農業女子を中心としたココマルシェ会、東洋大学蜂巢ゼミのコラボ企画です。こだわりの農産物やグルメの販売、学生企画のゲーム、クリスマスリース作りなどをお楽しみください。ご来場をお待ちしております。

●日時 12月6日(日) 10:00～14:00 ●場所 hikari no café 蜂巢小珈琲店(旧蜂巢小学校)

●内容 野菜、米、いちご、自然薯、キノコ類などの農産物や加工食品の販売、スタンプラリー、抽選会、食育紙芝居など

イベントHP

東洋大学蜂巢ゼミ
公式 Instagram

大田原市はたちの集いについて

問生涯学習課 本4階
TEL 0287-23-2005

20歳の方を対象に、大田原市はたちの集いを開催します。

●日時 令和9年1月3日(日) 10:00から ●場所 那須野が原ハーモニーホール

●対象者 平成18年4月2日～平成19年4月1日までに生まれた方で大田原市はたちの集いに参加を希望する方

※令和8年11月1日現在市内に住民登録のある方には、11月中旬に案内状を郵送します。

※詳細は、市HPをご覧ください。

▶市内に住民登録のない方ではたちの集いに参加を希望される方



応募フォーム

12月4日(金)までに、生涯学習課へ直接電話、または応募フォームからお申し込みください。

▶地区別集合写真の撮影のご案内



回答フォーム



市外中学校の卒業生や特別支援学校などの卒業生で地区別の集合写真に参加されない方は、希望者に対して撮影を行います。撮影を希望される方は、12月4日(金)までに、生涯学習課へ直接電話、または撮影用回答フォームからお申し込みください。

令和7年度決算に基づく 大田原市財政の「健全化判断比率」の公表

問財政課 本6階
TEL 0287-23-8797

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体の財政が健全かどうかを判断する指標として、「健全化判断比率等」を算定し、監査委員の審査を経て、議会への報告や住民に公表することが義務付けられています。今回は、令和7年度決算に基づいて算定した「健全化判断比率等」をお知らせします。

令和7年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率

(単位：%)

区 分	令和7年度	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準	令和7年度の結果
実質赤字比率 一般会計などにおいて、歳入が歳出に不足する場合に、この不足額(赤字額)の標準財政規模(※)に対する比率。 財政運営の悪化の度合い を示すもの。	—	—	12.50	20.0		歳出に対して歳入が不足する会計がなかったため、算定されませんでした。
連結実質赤字比率 公営企業会計を含む全会計の歳入不足額(赤字)の標準財政規模に対する比率。 市全体の財政運営の悪化の度合い を示すもの。	—	—	17.50	30.0		
実質公債費比率 一般会計などにおける公債費(借入金の返済)などの標準財政規模に対する比率(過去3か年の平均)。 公債費への財政負担と資金繰りの程度 を示すもの。	6.6	7.0	25.0	35.0		単年度の比率および今年度の比率として用いる3か年平均はともに減少しました。
将来負担比率 一般会計などが将来負担すべき実質的な負債(借入金の残高など)の標準財政規模に対する比率。 将来財政を圧迫する可能性の度合い を示すもの。	19.3	23.5	350.0			地方債現在高および公債費に係る普通交付税算入見込額が減少したことなどにより、前年度に比べ比率は減少しました。
資金不足比率 上水道・下水道事業などの公営企業会計において資金不足の場合に、この不足額の当該事業の規模に対する比率。 経営状態の悪化の度合い を示すもの。	—	—			20.0	歳出に対して歳入が不足する会計がなかったため、算定されませんでした。

※標準財政規模：地方公共団体の一般財源(市税、普通交付税、譲与税など)の標準的な大きさを示す指標。

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率は、赤字や資金不足ではないため、「—」で表示しています。

対象となる会計

地方公共団体には、議会費、総務費、民生費、土木費、教育費などの基本的経費が計上されている「一般会計」と国民健康保険事業や上水道事業、下水道事業などの特定の事業を行う「特別会計」があります。健全化判断比率の算定は、特別地方公共団体である須賀川財産区を除く**すべての**会計を対象としています。

さらに、那須地区広域行政事務組合、那須地区消防組合など、市が負担金や補助金を支出している団体なども比率算定の対象となります。

健全化判断区分および取り組み

判断区分	取り組み
健全段階	①指標の公表 ②健全な財政運営の維持
早期健全化段階	①財政健全化計画の策定(議会の議決、公表、策定にあたり外部監査を受ける) ②上記計画の実施状況を議会へ報告、公表 ③早期健全化が著しく困難と認められる場合は、国、県から勧告がある
財政再生段階	①財政再生計画の策定(議会の議決、公表、策定にあたり外部監査を受ける) ②公共事業の財源としての地方債(借入金)を起すことが制限されることがある ③当該計画を推進するための特別な地方債を起すことが可能となる ④財政運営が当該計画と適合しない場合は、国、県から勧告がある

今後の財政運営

健全化判断比率から判断される本市の令和7年度末の財政状況は、法律の定める「早期健全化基準」を下回っているものの、令和8年度は、歳入の大部分を占める市税については、世界経済の減速などの下振れリスクも懸念され、伸び悩む可能性があります。一方、歳出については、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の老朽化対策および物価高騰にともなう委託料や工事関係経費、各種福祉関係に係る社会保障関係経費の増加が見込まれています。

これらの状況を踏まえ、財政の健全性に常に配慮しつつ、将来にわたり安定した市民サービスを提供してまいります。